



【認定情報】国交省認定申請状況

(H26. 2 月に認定書が交付されたものの実績)

国交省申請後、新規は1.5 か月(実績: 41 日)、軽微な変更は1 か月程度(26 日)の期間が必要です。

認定に要する期間は、新規で2 ヶ月、軽微な変更で1 ヶ月を目安としてください。

毎年4 月は国交省の認定申請窓口の担当官が異動になります。この時期に申請する際は、余裕を持ったスケジュールとなるよう、ご計画ください。

【トピックス】特定天井の性能評価について ご留意いただきたいこと

○検討の要否について

新規案件：

特定天井があれば必ず検討が必要です。検討ができない特別な事情がある場合はご相談ください。

既認定（施工中）案件の変更：

原則として、新規と同様ですが、特定天井の対応を見送る変更（特定天井以外の変更のみを対応する→既存不適格として竣工）が対応可能です。

竣工済み案件の変更：

増築等が発生した場合、60m 超え時刻歴棟に特定天井となる天井があれば新規と同様の検討が必要です。60m 以下の時刻歴棟や時刻歴棟に付属する中低層部に特定天井となる天井がある場合は、業務方法書4.7.2(2)の規定により、脱落防止措置の対応でも可となります。

○書式の改定について

今般、改定された以下の書式（超高層、超高層免震用）についてデータを送付します（同じデータはホームページにもUP します）。

- ・性能評価申請書
- ・別添の表
- ・別表（前号と同じ）
- ・別表の付表

なお、前号では、「業務方法書」、「別表」、「性能評価申請時図書チェックリスト（第12 版）」の改定版に

ついてお知らせしています（詳細については、H26. 2. 17 メールをご覧ください）。

<改定のポイント>

性能評価申請書：

特定天井の有無について記載する欄を申請書の別紙2 に追記しました。

別添の表：

構造概要において、特定天井の概要を記載する欄が追加されました。

- ・特定天井がある場合

特定天井の概要（設置階、室の用途、単位重量、規模、構造形式、クリアランスなど）を記載してください。

- ・特定天井がない場合

「なし」と記載してください。

別表：

第7 号（特定天井、外装材等の構造耐力上の安全性の確認）の検討結果に記載例を追加しました。

- ・特定天井がある場合

設計ルート、外力の設定とクライテリア、剛性およびモデル化、許容耐力の算出方法、クリアランス等、検討結果を記載してください。

- ・特定天井がない場合

「本建築物においては該当しない。」と記載してください。

- ・施工中案件で特定天井の検討をしない場合

「特定天井があるが、検討しない。」と記載してください。

別表の付表：

構造設計概要において、特定天井の設計を記載する欄が追加されました。

- ・特定天井がある場合

設計ルート、外力の設定とクライテリア、剛性およびモデル化、許容耐力の算出方法、クリアランス、検討結果の概要等を記載してください。

- ・特定天井がない場合

表欄自体を削除してください。

性能評価申請書(計画変更) 改定部抜粋

構造方法等の名称(件名)							
主たる棟	棟の名称						
	構造形式 (○印又は内容を記入)	1.鉄骨造 2.鉄骨鉄筋コンクリート造 3.鉄筋コンクリート造 4.その他()					
	構造規模	地上	階	地下	階	塔屋	階
		建築物高さ	m	延べ面積	m ²	建築面積	m ²
	主要用途						
	特定天井	☐ 有(変更有無: ☐ 計画変更あり ☐ 軽微変更あり ☐ 無) ☐ 無					
特 変 更 内 容							

別添の表 改定部抜粋

構造概要	主 体 概 要	柱・はり 接合部		
		床形式		
		非 耐 力	外壁	
			内壁	
		構造上の 特 色		
	特定天井		※ 特定天井がある場合には、特定天井の概要(設置階、室の用途、単位重量、規模、構造形式、クリアランスなど)を記載して下さい。特定天井がない場合には、「なし」と記載して下さい。	

別表 改定部抜粋

第七号 特定天井、 外装材等の 構造耐力上 の安全性の 確認	2. 特定天井の安全性 (1) 特定天井が、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが、次のイ及びロの方法により確かめられていること。ただし、平成25年国土交通省告示第771号第3に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は平成12年建設省告示第2009号第6第3項第八号に定める基準に適合するものについては、この限りでない。 (a) 稀に発生する地震動に対し、天井を構成する各部材及び接合部(以下、「天井の各部分」という。)に生じる力が当該天井の各部分の平成25年国土交通省告示第771号第3第2項第一号ロに定める許容耐力以下であることが確かめられていること。	2. 特定天井の安全性 (1) 以下の確認を行うことにより、特定天井が、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめている。 上記において、特定天井がない場合、「本建築物においては該当しない。」と記載して下さい。 また、既に着工済み案件でその他の変更を行うが、特定天井の対応を行わない場合(既存不適格として竣工)、上記において「特定天井があるが、検討しない。」と記載して下さい。
---	---	--

別表の付表 改定部抜粋

構造設計概要	耐震設計	地震力負担率 (%)	方向	ラーメン		(階)	(階)	
				ブレース (耐力壁)		(階)	(階)	
			方向	ラーメン		(階)	(階)	
				ブレース (耐力壁)		(階)	(階)	
		地下部分の水平震度 K						
	特定天井設計	※ 特定天井がある場合のみ、以下事項について簡潔に記載して下さい (ない場合は表欄自体を削除して下さい)。 ・設計ルート (仕様ルート、計算ルート、免震告示、令第 39 条第 3 項大臣認定、業務方法書 4.7.2 のイロの規定による、脱落防止措置) ・外力の設定とクライテリア ・剛性およびモデル化 ・許容耐力の算出方法 ・クリアランス (衝突する場合は、その取扱い) ・上記の結果の概要						

○性能評価手数料について

これまでの床面積の合計による手数料と特定天井による手数料の**合算**となります。なお、性能評価手数料は建基法施行規則で規定されています。

性能評価手数料 (単位：円、非課税)

評価の内容	手数料
床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	500,000
床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	800,000
床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1,200,000
床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	1,500,000
床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	2,000,000
特定天井について安全性を有することを確認する場合	500,000

特定天井について、軽微な変更においては、上表の1/10の5万円が手数料となりますが、計画の変更(設計ルートの変更等)は50万円が手数料となります。変更において、特定天井以外の部分についてはこれまでの通りの運用であり、これに特定天井の変更があれば合算して手数料を算出します。詳しくは案件ごとにご相談ください。

【解説】エスカレーターの脱落防止対策

特定天井以外にも今回の法令改正で、令第129条の12(エスカレーターの構造)の第1項第六号が追加され、構造設計の範疇において、エスカレーターの脱落するおそれのない構造方法について確認することが求められます。

具体的な対応としては、概要図書の建築設計概要において、「エスカレーターの脱落防止対策(層間変形追随性等)」として、

・新規案件

告示対応する

・既存建築物の変更

告示対応する or

エスカレーターの大臣認定による

と記載してください。

【トピックス】S56以前の旧38条認定を受けた建築物の耐促法上の扱い

S56以前の旧38条認定を受けた建築物は建基法上は既存不適格になることを当メールサービス Vol.3 でテーマ解説しています。一方、耐促法上においては、大規模な地震動により倒壊・崩壊しないことを検証していれば、耐震診断不要であって、一定の耐震性を有する建築物として扱われます(H26.2.10技術的助言(国住指発第3860号))。なお、大規模な地震動とは、レベル2地震動を指し、レベル2の入力レベルについては特に問題とされない模様です。

【編集後記】

2号続けての臨時便です。4月1日施行の特定天井、エスカレーター関係の最新情報のお知らせでした。

また、4月からの新年度を迎えるにあたり、皆さまにご報告したいことがございます。

このたび、白山が3月31日をもって退職することになりました。

白山より、ご挨拶させていただきます。

3月31日をもって退職し、金沢工業大学に奉職することになりました。

6年間、性能評価案件(建築物)や性能証明案件等の業務において、大変お世話になりました。

ここに厚く、お礼申し上げます。在職中は、いたらぬ点ばかりで、皆さまには言葉では表せないほど、お世話になりました。ご迷惑ばかりおかけしたにもかかわらず、たくさんのことを教えていただきました。

本当にありがとうございました。

これまでの貴重な経験を今後の人生に活かしていく所存です。

改めて、感謝申し上げますとともに、皆さまのさらなるご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

まずは、本書面にて、ご挨拶申し上げます。

今後の業務に関しましては、岩佐・野村の両名で、皆様のご相談等に対応させていただきます。

ご遠慮なく、ご連絡ください。

今後とも、何卒変わらぬご厚誼を賜りますよう、お願い申し上げます。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所 建築確認評定センター 性能評定課

担当：岩佐、野村

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-4-7 大阪U2ビル5階

TEL：06(6966)7600 FAX：06(6966)7680

E-mail：seinou@gbrc.or.jp

URL：http://www.gbrc.or.jp